



コルマンの銀行企画について(1) :
アメリカの私立土地銀行計画(福原行三教授還暦記念
号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浅羽, 良昌 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001752

コルマンの銀行企画について(1)

——アメリカの私立土地銀行計画——

浅羽良昌

1. はじめに
2. コルマン略伝
3. 銀行企画の浮上から挫折に至る迄の経緯と『企画』、『計画書』について
 - [I] 銀行企画の浮上から挫折に至る迄の経緯
 - [II] 『企画』、『計画書』について
4. 銀行企画の特徴とその企画背景
 - [I] 銀行企画の特徴
 - [II] 銀行企画の背景 [以上本号]
5. 銀行企画者の性格と経済的利害 [以下次号]
 - [I] 銀行企画者の性格
 - [II] 銀行企画者の経済的利害
6. 銀行企画挫折の理由と公立銀行の特徴, 実現, 推進主体
 - [I] 銀行企画挫折の理由
 - [II] 公立銀行の特徴, 実現, 推進主体
 - [III] イギリスの対アメリカ貨幣, 銀行政策
7. むすび

1. はじめに

ブラックウェル (John Blackwell, 不明—1709年) の銀行計画が1686年に瓦解した後,⁽¹⁾ 1714年, 再び私立銀行企画がマサチューセッツ植民地において浮上した。この間, 1690年にアメリカ最初の信用証券たる政府紙幣が, 将来の見込み租税収入を担保に同植民地において発行され, 約20年間にわたり大幅な減

(1) 拙稿「ブラックウェルの銀行計画について——アメリカ最初の発券銀行企画——」『金融経済』1983年, 198, 21-47頁。

⁽²⁾ 価値もせずに流通した。政府によるこの紙幣の発行に一方では刺激され、かつアン女王戦争終結後の新たな貨幣、金融上の逼迫する情勢の下で、コルマン(John Colman, 1670年—1751年)をはじめとするボストン中心の商人と一部の政治家たちによって、土地および商品に基づく大量の銀行券の発行が企画、推進された。しかし、この企画の登場とともに銀行は民間事業として営まれるべきものではなく、官営事業として行われるべきものとする公立銀行計画が出現し、いわば1710年代から20年代初頭にかけて論争の焦点ともなった、私立銀行対公立銀行をめぐる対立・抗争の発端となった。この問題は幾多の論議を醸成し、数多くのパンフレットを生み出す一方、⁽³⁾ マサチューセッツ植民地のみならず母国イギリスをも巻き込んだ騒動をひきおこした。最終的には公立銀行が設立され、運営を開始したとの対蹠的にこの銀行計画はついに日の目を見ないがままに挫折した。

本稿は、この私立銀行計画具体化の背景、この銀行の特徴、推進主体、挫折理由くわえてその挫折の主要原因たる公立銀行の実現背景等々を、植民地時代

(2) この政府紙幣の減価がはじまった時期について、ブラックは1711年、メッツは1712年、ネッテルズは1713年をそれぞれあげている。いずれにしても約20年間は減価することもなく、後年においてみられた大幅な減価もこの時期にあってはそれほど深刻ではなかったものと思われる。Leslie V. Brock, "The Currency of the American Colonies 1700-1764—A Study in Colonial Finance and Imperial Relations." *Ph. D. dissertation, University of Michigan*, 1941, rpt., Arno Press, New York, 1975, p. 25. William Dewitt Metz, "Politics and Finance in Massachusetts 1713-1741." *Ph. D. dissertation, University of Wisconsin*, 1945, p. 65. Curtis P. Nettels, *The Money Supply of the American Colonies before 1720*. (以下、*Money* と略記する。) *University of Wisconsin Press, Madison*, 1934, rpt., Augustus M. Kelley Publishers, New Jersey, 1973, p. 267. なお、マサチューセッツにおける政府紙幣の推移を簡潔に示したのものには、Roger W. Weiss, "The Colonial Monetary Standard of Massachusetts." *The Economic History Review*, Second Series, vol. XXVII, no. 4, 1974. がある。この政府紙幣の分析は稿を改めて正面から取り上げる予定である。

(3) これらのパンフレットの原文と内容については、Andrew McFarland Davis, A. M., *Colonial Currency Reprints* (以下、*C. C. R.* と略記する。) 1682-1751. 4 vols, vol. 1, vol. 2, 1910, rpt., Burt Franklin, New York. を参看されたい。ちなみに、1714年から21年にかけて合計25の小冊子が発行されている。

アメリカにおける貨幣、銀行史の展開過程さらにはイギリスの対アメリカ貨幣、銀行政策を一応考慮に入れながら検討するものである。この私立銀行に関しては、トランブル (J. Hammond Trumbull)⁽⁴⁾、デイヴィス (Andrew McFarland Davis)⁽⁵⁾ の研究を経てメッツ (William Dewitt Metz)⁽⁶⁾ の分析により詳細かつ具体的な検討が行われ、その後ビライアス (George Athan Billias)⁽⁷⁾ とベルツ (Herman Belz)⁽⁸⁾ の研究が続いた。トランブルはこの銀行企画をただ単に紹介する程度に終始したが、デイヴィスの研究によりはじめて本格的な第一歩がはじまった。デイヴィスは植民地時代ニュー・イングランドにおける貨幣、銀行史を解明する視点からこの銀行企画をとりあげ、この計画の経緯、これに参加した関係者の経歴さらには銀行問題に関係する膨大な数にのぼるパンフレットの発掘と紹介とに貢献した。しかし、この銀行がどのような社会経済的背景の下でどのような階層の人々により企画、推進され、そして何故に挫折したかという問題にまで踏み込んだ分析はなされなかった。メッツはデイヴィスの業績に立脚しながら1713年から41年に至るマサチューセッツにおける政治と金融を分析するにあたり、この銀行企画を正面より取り扱った。この企画が大商人とは明らかに異質な上昇しつつある富裕な商人を主力とし、これに中央政界に影響力のとぼしい一部の政治家たちによって企画、推進されたと指摘した。のみならず、これらの企画者たちの多くが総督と参議会に代表されるマサチューセッツ政府に対抗する反体制派のメンバーたちであったと唱えた。しかも、この私

(4) Trumbull, "The First Essay at Banking and the First Paper Money in New England." *for Private Distribution*, Massachusetts, 1884, pp. 25-29.

(5) Davis, *Currency and Banking in the Province of the Massachusetts Bay* (以下, *Banking* と略記する。) 2 vols., vol. 2, The Macmillan Company for the American Economic Association, New York, 1901, rpt., Augustus M. Kelley Publishers, New York, 1970, pp. 81-90. do., "Boston 'Banks'—1681-1740—Those who were interested in them." *The New-England Historical and Genealogical Register*, 1903, vol. LVII, 1903, p. 275.

(6) Metz, op. cit., pp. 1-131.

(7) Billias, *The Massachusetts Land Bankers of 1740*, University of Maine, 1959, pp. 1-10.

(8) Belz, "Paper Money in Colonial Massachusetts." *Essex Institute Historical Collections*, vol. CI, no. 2, 1965, pp. 149-63.

立銀行計画をめぐり、マサチューセッツ政府はこの企画に反対し公立銀行を設立、実現することによって、この企画を挫くことに成功したとした。母国イギリスも私立銀行計画に特許状を交付することなく、これに反対したと主張した。メッツのこうした研究はこの銀行企画、さらには企画をめぐる政治、経済的利害関係という大状況を描いた点で研究史上画期的なものであったとはいえ、具体的、内容的な叙述に欠けるところが多く、実証面において説得力に欠けるところがあった。彼の研究は学位論文に発表されたが、その後の研究者たちはこの論文を全く参照せず、無視する形で進められた。ビライアスとベルツの研究はいずれも1740年の私立銀行の分析に焦点をあわせ、この私立銀行企画を本格的に取り上げたものではないが、私立銀行の企画、推進者に関しては、結果的にはこのメッツの主張に近いものであった。ビライアスは、植民期のインフレーション的企画がいずれも内陸部からの負債農民であったとの一部の見解を批判し、この企画がすべてボストン在住の著名な実業家、政治家もしくは職業人によって推進されたとした。ベルツもこのビライアスの見解をさらに発展させ、この銀行企画の支持、反対を地域別や職業の系列によっては制限しきれないものがあるとしながらも、銀行をめぐると対立・抗争は基本的には商人社会における分裂であったとして大きな成果を達成した。

筆者はすでにこの銀行に先立って企図されたウッドブリッジ (John Woodbrige, 1613年—95年)⁽⁹⁾ならびにブラックウェルの銀行企画を分析し、これらの計画がいずれも土地銀行もしくはそれと類似の銀行の設立をめざしたものであり、推進主体も若干の相違があったがボストンにおける中位の上層の商人と一部の有力な政治家によって推進されたとした。また、その失敗原因を銀行企画そのものはもとより、農民、職人、小商人からの広汎な支持がえられなかったこととしながらも、基本的には経済的利害を異にする大商人を主導に大政治家、ひいては彼等を基盤とする植民地政府さらにはイギリス本国政府から積極的な支持をえられなかったこととした。いわば筆者の見解は、対象銀行こそ違

(9) 拙稿「ウッドブリッジの萌芽的な銀行について——アメリカ最初の銀行企画——」『経済研究』(大阪府立大学)第27巻第4号, 1982年, 223-46頁。

え、大筋においてメッツのそれに近いものだった。⁽¹⁰⁾

したがって小論では、これらの諸研究のうちメッツが提示した問題設定、理論を基本的には承認しつつ、当時発行されたパンフレット『再版、信用銀行設立のための一モデル』⁽¹¹⁾〈以下、『再版モデル』と略記する。〉、『信用銀行への反論』⁽¹²⁾〈以下、『反論』と略記する。〉、『ボストンの一人から田舎の友人への一書簡』⁽¹³⁾〈以下、『書簡』と略記する。〉、『信用銀行設立のための一企画』⁽¹⁴⁾〈以下、『企画』と略記する。〉、『信用銀行の一擁護』⁽¹⁵⁾〈以下、『擁護』と略記する。〉、等々を主に利用しながら、次の4点をとくに解明して上述の課題に答えたい。①上述の研究者は勿論のこと他の研究者もまた、コルマンをこの私立銀行の企画者もしくは主要な推進者の一人とした。⁽¹⁶⁾筆者もこのコルマンを名実ともに中核にす

(10) メッツは対象時期を限定しているため、それ以前のウッドブリッジならびにブラックウェルの銀行企画を詳細に検討するには至らず、その分析も概説の域を出なかった。Metz, *op. cit.*, pp. 67-69.

(11) 原名は *A Model for erecting a Bank of Credit; with a Discourse in Explanation thereof. adapted to the Use of any trading Countrey, where there is a Scarcity of Moneys: more especially for his Majesties Plantations in America*, 1688, reprints at Boston, 1714. である。C. C. R., vol. 1, pp. 209-38.

(12) 原名は *Objections to the Bank of Credit lately projected at Boston. being a Letter upon that Occasion, to John Burril, Esq.; Speaker to the House of Representatives for the Province of the Massachusetts-Bay, in New-England*, Boston, 1714. である。C. C. R., vol. 1, pp. 239-62.

(13) 原名は *A Letter, from One in Boston, to his Friend in the Countrey. in Answer to a Letter directed to John Burril, Esqr. Speaker to the House of Representatives, for the Province of the Massachusetts Bay in New-England*, 1714. である。C. C. R., vol. 1, pp. 263-93.

(14) 原名は *A Projection for erecting a Bank of Credit in Boston, New-England. founded on Land Security*, 1714. である。C. C. R., vol. 1, pp. 319-34.

(15) 原名は *A Vindication of the Bank of Credit projected in Boston from the Aspersions of Paul Dudley, Esqr. in a Letter by him directed to John Burril Esqr. late Speaker to the House of Representatives for the Province of the Massachusetts-Bay in New-England*, 1714. である。C. C. R., vol. 1, pp. 295-317.

(16) たとえば、メッツはコルマンを主要な提案者の一人としている (Metz, *op. cit.*, pp. 189, 495.) し、ベルツは主要な提案者がコルマンとクック2世 (Elisa Cooke, Jr.) としている (Belz, *op. cit.*, p. 151.)。ピライアスは提案者の中にあつて、コルマンを代表者としている (Billias, *op. cit.*, p. 5)。フェルト (Joseph B. Felt) も同

え、中位の上層の商人と反体制派の政治グループ、さらには神政政治をめざすマザー派のグループとを連携させることによって、この銀行の企画、推進グループの解明により一層光をあてる。②私立銀行計画推進の中心となった商人、さらにはこの企画に反対しつつ公立銀行の実現をはかった商人とはそれぞれどのようなタイプの商人であり、かつどのような経済的利害を有していたか、さらには彼等の間にはいかなる対抗的な利害関係があったか。③従来の研究にあってほとんど無視された農民、職人さらには工業生産者はこの企画に対しどのような態度をとったか。④母国イギリスが私立銀行に反対し、公立銀行を黙認した事情は何か。

この企画はジグザグな道を辿りながらも最終的には実を結ばなかった。しかし、1714年、16年、21年 および 28年には公立銀行のそれぞれの設立に波及し⁽¹⁷⁾た。のみならず、この企画は40年、同植民地全域を巻き込んだ私立銀行を設立せしめる上に大きな影響を与えた。筆者は植民地時代アメリカの貨幣、銀行史を分析するという側面からこれらの諸問題を順次検討するが、本稿はその準備作業の一つであることを付言したい。ただ本稿では、イギリス本国側からの分析に関しては、資料的制約上必ずしも十分にその実態について明らかにしえなかったことをあらかじめ断っておかねばならない。

2. コルマン略伝

まずは彼の生涯を簡単に整理するところからこの私立銀行企画具体化の手懸

じくボストン商人たちの中であって一人、コルマンの名前をあげている (Felt, *Historical Account of Massachusetts Currency*, Boston, 1839, rpt., Burt Franklin, New York, 1968, p. 65.)。ドーフマン (Joseph Dorfman) は同じくコルマンを主唱者としている (Dorfman, *The Economic Mind in American Civilization 1606-1865*, 2 vols., vol.1, George G. Harrap & Co. LTD., London, 1947, pp.142-43.)。

(17) これらの公立銀行により総額26万ポンドの銀行券が発行され、貸し付けられた。この公立銀行の特徴ならびにその設立背景は、これを決定した各法律の分析を通じ検討する予定である。

かりをえておくことにする。⁽¹⁾コルマンは1670年1月3日、ウイリアム (William) とエリザベス (Elizabeth) の子供としてロンドンで生誕した。両親が71年ロンドンを離れ、マサチューセッツ植民地へ移住したのにもなってアメリカに渡来した。彼は早くからボストンを地盤に商業活動に従事し、相当の地位の商人となり、かなりの土地をも含む財産所有者になった。とはいえ、大商人グループの一員にまでは上昇出来なかった。彼の取引の内容の詳細については不明ではあるが、1700年にはボストンにおける13人の大船舶所有者の中にふくまれていた。⁽²⁾ただ、このグループにあって一番零細であったといわれている。⁽³⁾1704年、彼はボストンのニュース・レター紙に2人の黒人男性、一人の黒人女性、一人の黒人児童の販売広告を掲載している。⁽⁴⁾多分に奴隷の売買にも従事していたものと思われる。彼はボストンの政治問題に強い関心を示し、13年にはこのタウンの行政委員 (Selectman)、15年には貧民監督官 (an Overseer of the Poor) に選ばれた。20年にはタウンの子供たちに紡毛技術と知識を教育するために提案された訓練学校の建物を検討する委員に選出された。⁽⁵⁾また、治安判事にも選出されるにおよびボストンの公的問題に深くかかわり、その問題解決に活躍した。しかし、彼は参議員には勿論のこと代議員にも一度も選出されることなく、政治の中枢ポストにはほど遠いさまざまな下級の地位に甘んじなければならなかった。⁽⁵⁾政治的には彼は、後段で漸次明白となろうが、当時マサチューセッツ総督ダッドリー (Joseph Dudley, 1647年—1720年、総督在任期間は

(1) コルマンの経歴ならびに生涯については、Henry H. Edes, "Note on John Colman." *Publications of the Colonial Society of Massachusetts* (以下、*Pub. Co. So. of Mass.* と略記する。) vol. 6, published by the Society, Boston, 1904, pp. 86-89. *Pub. Co. So. of Mass.*, vol. 6, pp. 83-85. Metz, op. cit., pp. 75-76. *Dictionary of American Biography*, Allen Johnson Charles Scribner's Sons, New York, 1927, rpt., 1957, コルマンの項目, pp. 312-13. *C. C. R.*, vol. 1, pp. 313, 408-09. に依存した。

(2) Metz, op. cit., pp. 75-76.

(3) *Pub. Co. So. of Mass.*, vol. 6, p. 88.

(4) この学校については、拙書『アメリカ植民地工業史論——イギリス重商主義との関連において——』泉文堂、1977年、35頁。

(5) *C. C. R.*, vol. 1, p. 313.

1702年—15年。）と参議会を中心に形成されつつあった、支配体制ひいてはマサチューセッツ政府と鋭く対立する反体制派グループに属していた。彼はそのグループの中心的人物クック2世（Elisha Cooke, Jr., 1678年—1737年）、ノイズ（Oliver Noyes, 不明—1721年）の友人であり、かつ支持者であった。⁽⁶⁾

宗教的には彼は1699年、ブラトル・スクウェア教会創立者20名のうちの一人であった。⁽⁷⁾ 当時の牧師は彼の兄ベンジャミン（Benjamin）であり、ボストンにおける指導的な聖職者の一人であった。彼の妻ジュデス（Judeth）は著名な商人ホビー（William Hobby）の娘であり、チャールズ（Charles）の妹であった。この兄はダッドリー総督を打倒すべく執念を燃やすのみならず、ニュー・イングランドに神政政治の復古をめざしていたマザー派たちによって支持されていた。⁽⁸⁾ コルマンが反ダッドリー派の一翼を形成したグループとも繋がっていたことを暗示している。コルマンは妻との結婚をマザー（Cotton Mather, 1663年—1728年）によってあげてもらっている。⁽⁹⁾

コルマンは生涯の大半を私立銀行の実現に心を傾け、異常とも思える程の情熱を燃やした。彼が銀行設立をはかるために努力、健闘した時期を年代的にみれば大体次の3時期に分けることが出来よう。第1期は1714年前後、第2期は20年前後、第3期は40年前後である。まず14年2月、銀行企画を実現するためにコルマンは、他の8人のプロモーターとともに議会へ請願書を提出し、本格的な行動の第一歩を踏み出した。結果は失敗に終わった。

6年後の20年、コルマンは再び銀行設立を計画して最初のパンフレット

(6) Metz, op. cit., p. 495.

(7) Edes, op. cit., p. 89.

(8) Metz, op. cit., p. 76. なお、この教会は後日理由が明らかではないが、このマザー派によって“Manifest. Church”として非難されている。Edes, op. cit., pp. 87-88.

(9) *Dictionary of the American Biography*. コルマンの項目, p. 313. ところで、マザーはマザー一族の一人で、祖父リチャード（Richard）母方の祖父ジョン・コットン（John Cotton）父イングリーズ（Increase）等とともにニュー・イングランド神政政治の代表的人物であった。神政政治とは教会の指導者が強力に政治に関与し、神の至上権に服する理想国の実現をはかろうとするものだった。アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第1巻、岩波書店、1950年、292-93頁。

The distressed State of the Town of Boston, Ec. considered. in a Letter from a Gentleman in the Town, to his Friend in the Countrey, 1720. を発行し、従来からの彼の銀行企画の宣伝に努めた。⁽¹⁰⁾ この小冊子でコルマンは流通界にある通貨量の変動がもたらす弊害を認めつつも、信用に対するいずれの厳しい抑制にも反対した。とりわけ帳簿上の債務に対し利子を請求する権利を債権者に与える、さらには長期間にわたり債務者に掛売りする慣習を破棄せんとした、最近の法律を鋭く批判した。そして詳細については明記していないが、私立の土地銀行の設立を提案した。勿論この土地銀行に対し政府からの強力な支持が必要であるとした。同年4月12日、当時の総督シュート (Samuel Shute) は、参議会でこのパンフレットには植民地の諸法律ならびに政府のやり方を中傷する文言が多々あり、かつ公衆ばかりか政府の行政をも乱す傾向があると申し立て⁽¹¹⁾ た。その結果、コルマンは逮捕され、5月2日、7月の議会の開廷時に出頭するとの条件で彼は2人の保証人で各々25ポンド、合計50ポンドの金額を承認するよう命じられた。7月5日、彼の保証金が支払われ、釈放された。⁽¹²⁾

この逮捕にもめげず、コルマンは最初のパンフレット発刊後発表された彼への批判小冊子に應えるべく、第2番目のパンフレット *The distressed State of the Town of Boston Once more considered. and Methods for Redress humbly proposed. with Remarks on the pretended country-man's Answer to the Book, entituled, the distressed State of the Boston. with a Scheme for a Bank laid down; and Methods for bringing in Silver Money, proposed.* を20年7月20日に発表した。⁽¹³⁾ サブタイトルで示されているごとく、これは銀行企画とともに銀貨を持ち込むための諸方法を呈示している。ここで提案された内容は大別すると次の7点であろう。⁽¹⁴⁾ ①土地銀行の設立をはかる。②発行額は20万ポンドとする。③応募者によって抵当として提出された土地に対し抵当財産価値の3分の2迄、銀行証券

(10) C. C. R., vol. 1, pp. 397-408.

(11) C. C. R., vol. 1, p. 409. Davis, *Banking*, vol. 2, p. 94.

(12) *Pub. Co. So. of Mass.*, vol. 6, pp. 83-84. Metz, op. cit., p. 189. *Dictionary of American Biography*, コルマン項目, p. 313.

(13) C. C. R., vol. 2, pp. 65-90.

(14) C. C. R., vol. 2, pp. 82-90.

が貸し付けられる。④貸付利子は6%とする。⑤この利子収入から必要経費を差引いた利益が、最高の条件で銀を購入するために貯えられる。かつこの利益が最初の発行額に達する迄、ファンドとしてまた抵当担保として銀行に保管する。⑥約20年で利益は発行額と等しくなり、その時点で銀行証券を銀1オンス＝8シリングで償還する。⑦この私立銀行は政府の支持ならびに適当な諸法律によってはじめて運営可能である。以上のようなパンフレットの発行にもかかわらず、彼はその実現のための具体的行動がとれないままに挫折した。

コルマンは39年の秋、従来からの彼の考え方にくわえ、当時の銀行理論家、思想家の考え、33年のボストン商人による証券の発行さらには公立銀行の経験を踏まえ、三たび銀行計画を公けにした⁽¹⁵⁾。その内容は以下の7点である。①土地銀行の設立をはかる。②発行額は15万ポンドとする。③不動産を担保に拠出した応募者に対し、100ポンド以上1000ポンドを限度に貸し出しを行う。なお、貸出額の1倍半の不動産を銀行へ抵当として拠出しなければならない。不動産を所有していない職人や小売商には、2名の保証人があれば応募者として参入出来る。④貸付利子は3%とする。⑤元本は利子とともに20年間にわたり年5%均等で銀行券もしくは大麻、亜麻、網具、棒鉄、鑄鉄等の生産物で返済する。⑥返済された生産物は売却され、追加的な貸付を行うため、もしくは最初の応募者の配当金を獲得するために、銀行のファンドとして貯える。⑦20年後、上述の生産物で償還する。以上の内容を伴ったコルマンの提案は、ただちに熱烈な支持をうけ、その年の末迄に400名近い応募者が集まり、翌年の9月19日、この銀行は銀行券を発行しはじめた⁽¹⁶⁾。しかし、1741年、一法律(14 Geo., II, c. 37. An Act for restraining and preventing several unwarrantable Schemes and Undertakings in his Majesty's Colonies and Plantations in America.) が制定され、この銀行はイギリス本国より強制的に解散させられた。

コルマンはこの銀行計画の提案に深くかかわりをもち、イニシャチブを發揮し、デイヴィス、ビライアスからこの銀行の創設者と呼ばれている⁽¹⁷⁾。当時70才

(15) Metz, *op. cit.*, pp. 495-98. Billias, *op. cit.*, pp. 9-10.

(16) Metz, *op. cit.*, p. 507.

(17) *C. C. R.*, vol. 1, p. 408. Billias, *op. cit.*, p. 5. なお、メッツはこのコルマンをこの銀行の提案者のごとく指摘している (Metz, *op. cit.*, pp. 495-98.) し、ベルツもまた彼を主要な提唱者としている (Belz, *op. cit.*, p. 159.)。

になっていた彼がこの銀行の設立、運営に実際どの程度の役割を担っていたかは残念ながら今のところ確認出来ない。この銀行閉鎖によって彼自身債務を負い、これに係わる訴訟記録も返済記録もみられない。むしろ閉鎖後の42年8月27日、47年8月15日、コルマンは2人の息子に彼が居住していたハノーヴァー・ストリートの財産を譲渡している。この銀行の理事の一人であり、出納役をつとめたアダムス (Samuel Adams, Sr.)⁽¹⁸⁾ が銀行閉鎖によって多大な債務を負い、その返済に息子までもが巻き込まれた事実とは余りにも対照的であった。私立銀行の企画に関与した長年の名声と経験からコルマンは、40年の銀行にも一見指導的な役割を担当したかにみえたが、実際には顧問的な役割ないしは理論家、扇動家としての側面を担い、銀行の実質的な運営、管理には直接タッチしていなかったように思われる。約四半世紀以上にわたり、私立銀行企画の設立をめざしたコルマンは、81才迄生き、波瀾に満ちた一生を終えた。51年9月23日のボストンのイヴニング・ポスト紙は、9月19日コルマンが高齢のうちに死亡したことを極めて簡単に報じた。経歴は以前には注目すべきこのタウンの商人とだけ記してあり、⁽¹⁹⁾ 彼が生涯をかけて設立せんとした銀行についての記載はなかった。

3. 銀行企画の浮上から挫折に至る迄の経緯と『企画』、『計画書』⁽¹⁾について

[I] 銀行企画の浮上から挫折に至る迄の経緯

コルマン等の銀行企画者たちが私立銀行の設立を意図し、それが最終的に失敗する迄の経過を跡付けると次の通りである。

① 1714年1月。ボストンで銀行設立計画が登場する。この計画に対しダッドリー総督からの支持と理解とをとりつける一方、彼の忠告を受け入れ、銀行

(18) *Pub. Co. So. of Mass.*, vol. 4, p. 104.

(19) *Edes*, op. cit., p. 89.

(1) これは私立銀行支持者が1715年6月30日にイギリス本国から特許状をえんがために商務院へ提出した計画書をいう。詳細については、本項目 [II] ならびに註(23)を参看されたい。

計画案を作成する。⁽²⁾

② 同年2月12日頃。応募者を募った後、この応募者の署名をつけた銀行設立の請願書と計画案を総督と議会へ提出する。⁽³⁾

③ 同年3月頃。企画者たちは自分たちの見解を普及させる目的で、1688年、ブラックウェルが発行したパンフレット *A Model for erecting a Bank of Credit : with a Discourse in Explanation thereof, adapted to the Use of any trading Countrey, where there is a Scarcity of Moneys : more especially for his majesties Plantations in America, London, 1688.* (いわゆる初版『モデル』) に若干の修正と序文とを追加して、『再版モデル』⁽⁴⁾として発行する。

④ 同年8月17日。総督の息子で司法長官であるポール・ダッドリー (Paul Dudley, 1657年—1751年) は、総督と参議会に対し、現在計画されている私立の銀行計画を公然と中止させるための覚書を提出する。この覚書で司法長官は公立銀行の計画を支持する。⁽⁵⁾

(2) この叙述は『擁護』による。C. C. R., vol. 1, pp. 298-99. ところで、ダッドリー総督は総督としての地位が微妙になった時期を除き (Metz, op. cit., pp. 103-104.), 一貫してこの私立銀行計画に反対した。ではこの小冊子は故意に総督が私立銀行に賛成した、もしくは好意的であったと書いたのであろうか。この小冊子に署名した人々はいずれも名もある人々であったことを考えれば、この間の事情を次のように推察出来よう。彼は1686年、ブラックウェルの私立銀行の設立計画にあたり、臨時総督としてまた参議会議長としてこれを承認し、また自らも深く関係した。ゆえに彼はこのブラックウェルの企画とほぼ同一内容を伴ったこの銀行の設立計画に対し一時的にしろ好意を示したのではないだろうか。あるいは基本的にはこの計画に反対であったとしても、上記の経緯からして好意的なポーズをとらざるをえなかったのではないだろうか。

(3) この指摘は、Metz, op. cit., p. 85. による。『擁護』にはただ2月の開期中とあるにすぎない。C. C. R., vol. 2, pp. 38, 299.

(4) Metz, op. cit., p. 89. Davis, *Banking*, vol. 2, pp. 83-84. なお、このパンフレットに記された日付は1714年2月26日とある。C. C. R., vol. 2, p. 210. 企画者たちは何故にこの時期にブラックウェルが発行した初版『モデル』を『再版モデル』として発行する形で自らの設立計画を進行しつつあったのであろうか。企画者たちはブラックウェルの企画と同様、今回もまたダッドリー総督がそして政府がこの企画に対しても承認を与えるよう、このパンフレットを発行して暗黙のうちに圧力を加えたものと考えられる。

(5) Metz, op. cit., pp. 94-95. Davis, *Banking*, vol. 2, p. 87.

⑤ 同年8月—9月。企画者たちは私立銀行設立の特許状を国王から直接えるため、総督の政敵バイフィールド (Nathaniel Byfield) に依頼する。バイフィールド渡英する。⁽⁶⁾

⑥ 同年10月20日。企画者たちは議会開会の初日に総督と代議院に計画書を提出する。⁽⁷⁾

⑦ 同年10月22日。司法長官は覚書の趣旨をパンフレットの形態に練り直し、タイトルを『反論』と命名し、発行する。⁽⁸⁾

⑧ 同年10月23日—29日。『反論』を批判し、私立銀行を支持する小冊子『書簡』が発行される。⁽⁹⁾

⑨ 同年10月30日。私立銀行企画者たちは計画書に基づいて独自のパンフレット『企画』を発行する。⁽¹⁰⁾

⑩ 同日。参議会において公立銀行の設立を企図した法律が代議院においても可決される。⁽¹¹⁾

⑪ 同年11月4日。この法律は総督の署名によって成立する。⁽¹²⁾

⑫ 同年12月20日。私立銀行企画者たちは司法長官のパンフレット『反論』を批判し、かつ私立銀行の支持を訴えるパンフレット『擁護』を発行する。⁽¹³⁾

(6) Metz, op. cit., pp. 98-99.

(7) Ibid., p. 102. Davis, *Banking*, vol. 2, p. 88.

(8) このパンフレットのタイトルならびにそれ自体の出典は1の註(10)を参看されたい。要約は *C. C. R.*, vol. 1, pp. 41-42, Metz, op. cit., pp. 104-106.

(9) このパンフレットのタイトルならびにそれ自体の出典は1の註(11)を参看されたい。要約は *C. C. R.*, vol. 1, pp. 43-44. Metz, op. cit., pp. 106-107.

(10) このパンフレットのタイトルならびにそれ自体の出典は1の註(12)を参看されたい。要約は *C. C. R.*, vol. 1, pp. 40-41. Davis, *Banking*, vol. 2, pp. 85-87.

(11) Metz, op. cit., p. 108.

(12) Province Laws, 1714, c. 10. *The Acts and Resolves, Public and Private, of the Province of the Massachusetts Bay* (以下, *Acts and Resolves.* と略記する。) vol. 1, Boston. 1874, p. 750. 要約は Felt, op. cit., pp. 67-68, Metz, op. cit., p. 108, Nettels, *Money*, p. 254. Brock, op. cit., pp. 26-27.

(13) このパンフレットのタイトルならびにそれ自体の出典は, 1の註(13)を参看されたい。要約は *C. C. R.*, vol. 1, pp. 44-45. Metz, op. cit., pp. 110-12, Davis, *Banking*, vol. 2, p. 90.

⑬ 1715年6月30日。バイフィールドをはじめとする4人が商務院へ『計画書』⁽¹⁴⁾を提出する。

⑭ 同年8月末日以降。商務院は私立銀行企画者に対し特許状の交付を拒否する。⁽¹⁵⁾

⑮ 同年12月12日。ボストンのタウン・ミーティングで「現在進められている公立銀行に全力を尽すことが最善である」と決議され、私立銀行賛成の動機が否決される。⁽¹⁶⁾

【II】 『企画』、『計画書』について

『企画』は私立銀行計画の内容を何よりも明らかにしているのに対し、『計画書』はイギリスから直接銀行設立の特許状をえるために商務院へ提出したものである。ここでは『企画』で主張された設立趣旨と内容とをごく簡単に紹介するとともに、あわせてそれと『計画書』との相違点を呈示し、銀行企画の内容変遷をみてみよう。

まずは『企画』で示された設立趣旨の概要から要約すると次の通りである。⁽¹⁷⁾

①従来から交換手段として流通していた流動現金（銀貨の意——浅羽）が輸出されている。同様に流通し商工業を支えていた政府発行の信用証券（たる政府紙幣——浅羽）も租税ならびにその他の公的債務の支払いによって、かなりの額がすでに回収され、未済額は年々減少している。②かくして、交換手段が不足して商工業は必然的に衰退し、商工業関係者のみならず地主階級も言語に絶する損害を蒙っている。③商工業を復古し奨励するために、かつイギリスから輸入された品物や製品に対する見返り品を促進せんとする吾々の目的には、土地担保に基づく基金（Fund）もしくは信用銀行（Bank of Credit）の創設以外他の方法はありえない。④このような基金もしくは信用銀行をより一層効果的に設立し、かつ確実に運営するために吾々応募者たちは相互に誓約し、承諾し、同意する。

内容は大別すると、①銀行の構造、②銀行の運営組織、③銀行の利益配分に

(14) これについては、本項目【II】と註(23)をみられたい。

(15) Metz, op. cit., p. 126.

(16) Ibid., p. 129. Davis, *Banking*, vol. 2, p. 89.

(17) 設立趣旨については、C. C. R., vol. 1, pp. 320-21.

⁽¹⁸⁾
なろう。

① 銀行の構造について 1)銀行は30万ポンドの証券を発行し、不動産を担保として提出する者に貸し付ける。2)応募者による申込額は最低 250 ポンド、最高4000ポンドとする。3)各応募者は申入額に相当する価値の不動産を銀行へ拠出する。4)拠出された不動産は、発行されたこのような証券の基金としてもしくは担保として保管する。5)発行された証券は、マサチューセッツ政府発行の信用証券たる政府紙幣と等価とする。6)特別に指示された契約を除き、あらゆる支払いに対し応募者はこの証券で表示された価値での受領に同意する。7)この証券の受領を拒否した場合、それぞれ各一回の拒否に対し50ポンドの罰金が課せられる。8)銀行は利子を徴集するが、利率は5%を越えてはならない。9)応募者以外のいずれの人々も、最初の応募者と同じ方法にて不動産を銀行へ供与することによって、銀行から貸出を受けることが出来る。10)不動産以外であっても優良な担保と銀行の理事によって認められた動産提供者は、それぞれの評価に基づいて貸出を受けることが出来る。⁽¹⁹⁾

② 銀行の運営組織⁽²⁰⁾ 1)銀行業務の一般的管理は毎年メンバーの中から選出される7人の理事が責任を負い日常業務は理事の支配下にある7人の評議員によって行われる。2)その中から一人の理事長、一人の出納役をおき、もし必要であれば一人の筆頭書記と一人もしくはそれ以上の書記補をおくことが出来る。

③ 銀行の利益配分について⁽²¹⁾ 1)利子付の証券が15万ポンド発行し、貸し付けられ、そこから十分な利益がえられたとすれば、かつポストンのタウンが租税支払用としてこれらの銀行証券 (Bank Bills) を財務官に受領するよう命令するとしたならば、銀行の利益から一定の金額が教育目的のために年々贈られよう。⁽²²⁾ 2)これらの額等を支払った残りの純利益は、応募者の申入額の比率にした

(18) これについては、*C. C. R.*, vol. 1, pp. 321-24.

(19) 動産として、建物、金、銀、鉄、腐敗しにくい商品等々をあげている。*C. C. R.*, vol. 1, pp. 322-23.

(20) これについては、*C. C. R.*, vol. 1, pp. 324-25.

(21) *C. C. R.*, vol. 1, pp. 327-30.

(22) たとえば、ポストン慈善学校の維持のために40ポンド、ハーヴァード大学に200ポンド、各郡の公立中学校に20ポンドさらにこのような学校の教師に40ポンド等を毎年贈るとしている。*C. C. R.*, vol. 1, pp. 329-30.

がって応募者の間で配分される。

次に以上のような内容の『企画』と『計画書』⁽²³⁾とを比較すると次の3点において相違がみられる。第1は、利益配分の件である。『企画』では主に教育目的のために使用されることになっていたが、『計画書』では銀行の利益の半分(当初は3分の1)⁽²⁴⁾はニュー・イングランドにおける船舶用品の生産のために利用するとの規定である。これは当時イギリスがニュー・イングランドに対し船舶用品の生産を奨励し、これをイギリスからの工業製品の見返りとして増産させようとしていたが、銀行企画者たちがイギリスのこの関心、意図をたくみに利用してこの規定を新たに追加したものである。第2は、1740年3月25日以降、3年前の解放通知により自ら解散すべく義務づけたことである。これはいわば25年間運営の期限付きの特許状の申請といえよう。第3は、申込額(貸付額)と抵当権価値との関係である。『企画』では申込額は提供した不動産と同一価値とあるのに対し、『計画書』では土地およびその他の不動産価値の3分の2を越えてはならないとしている。これは申込条件を厳しくしたものといえる。これらの3点は、植民地政府の許可をえた銀行企画の実現がほとんど不可能となった事情を背景に、イギリス本国から直接許可をえんとしてあえて修正したものといえよう。

4. 銀行企画の特徴とその企画背景

[I] 銀行企画の特徴

以上の検討により判明するように、この私立銀行の企画は貨幣不足に起因する景気後退を積極的に打開するために、土地担保や動産担保(商品預託)に基

(23) この計画書の内容については、Cecil Headlam, M. A., *Calendar of States of Papers, Colonial Series, America and West Indies* (以下, *Cal. St. Pap., C. S., A. & W. I.* と略記する。) 1714-1715, London, 1928, pp. 213-14, 273. *Journal of the Commissioners for Trade and Plantations* (以下, *Board of Trade Journal.* と略記する。) 1714-1718, London, 1924, p. 49. Metz, op. cit., pp. 122-23. Nettels, *Money*, pp. 271-72.

(24) 1715年6月15日には利益の3分の1とあったのが、8月26日には利益の半分へと変更された。*Cal. St. Pap., C. S., A. & W. I.*, 1714-1715, p. 273.

づく土地銀行もしくはロンバード銀行の設立と銀行券の発行を意図したものであった。ただし、この銀行構想には設立ファンド、すなわち発券準備に関する規定は明示されておらず、銀行企画者たる理事が独自に何らかの資金を投資する様相もしくは気配は全くみられない。また、返済期間や元本ならびに利子の返済方法（手段）は勿論のこと、この銀行が負う債務を何で償還するのかも論及されていない。こうした事情を考えあわせれば、この銀行の特徴を次のように考えてもほぼ差し支えなからう。①ある特定グループの人々が協定して貨幣さらには土地を独自に出資、使用することなしに銀行を組織する。②グループの中核である銀行企画者は、銀行への応募者が提出した土地ならびに動産担保に基づいて単位額面の証券たる銀行券を発行し、貸し付ける。③この銀行券が応募者相互間の取引に使用される。

したがって、単なる土地担保または動産担保によって発行されたこの銀行の証券が、応募者間で広義の流通手段として機能を果すものとしても、古典的な意味における銀行券でないことは確かである。これらの証券はいずれ償還されるものとしても、それは当然に兌換を前提とするものではなく、また発行経路からしても商業手形流通に基礎をおいたものでもなかった。アメリカにおける本来の近代的銀行の成立と展開は、イギリス本国からの規制が解除される独立後迄待たねばならなかった。

ところで、植民地時代アメリカにあって、土地銀行もしくはこれに類似の銀行計画のほとんどがこの銀行企画と同様、設立ファンド、発行準備を用意しないがままに設立せんとしたところに本質的な特徴があった。一時的に設立された1740年の銀行も、基本的にはほぼこの特徴を有していたことは2ですでに暗示したところである。17世紀中頃以降イギリスで生まれた本来の土地出資、貨幣出資の土地銀行が、地代の資本化が困難な上に現金不足のアメリカ植民地へ移植、導入される時点で、このような変形を醸成せしめたと思われる。いずれにしても、この銀行が低利貸付によって銀行応募者の利益をはかろうとしていることは明白である。

〔II〕 銀行計画の背景

こうした特徴をもつ私立銀行企画が14年のこの時期に登場した歴史的背景は一体どの辺にあったのであろうか。1688年ブラックウェルの私立銀行が無残に

も瓦解した後、1701年私立銀行計画が一時期企てられたが、本格的な私立銀行企画はこの14年迄聞かれなかった。その原因として、まずは1689年4月、植民地住民による国王勅任の総督アンドロス(Edmund Andros)の打倒にはじまり臨時植民地政府の樹立と1691年の新しい特許状の下付等に示された政治的混迷の状況が指摘できる。さらには1689年からウィリアム王戦争とアン女王戦争に代表される間断のない英仏植民地戦争があげられる。このような政局不安と一連の戦争が民間人による本格的な私立銀行計画をよびおこさなかったものと思われる。また、この戦争を直接の契機として1690年に発行されたアメリカ最初の信用証券が、それ以降20年間にわたり継続的に発行され、たいした減価もせず成功裡に流通していたことが、何よりも私立銀行計画の登場を阻害していたと考えられる。

13年7月13日のユトレヒト条約によるアン女王戦争の終結は、マサチューセッツ植民地の経済の歴史に一つの重要な転換局面を与えた。このアン女王戦争の終結から44年勃発のジョージ王戦争迄の、約30年間の平和は、同植民地におけるめざましい経済発展と膨張とを約束させるにふさわしいものだった。人口の急激な持続的増大傾向の端緒がみられる一方、1691年の新しい特許状によるマサチューセッツ領土の拡大さらには平和によりインディアンの攻撃による脅威が消えた今、植民地住民はあらゆる局面にわたり経済の隆盛を期待した。こうした上昇傾向への見通しが貨幣に対する需要を着実に高めたのに対し、現実にはその貨幣供給が徐々に収縮する現象を漸次生起しはじめた。同植民地の

(1) 1689年から97年。ただし、マサチューセッツの場合は1699年1月に至り漸く北西インディアンとの締結により終了する。

(2) 1702年から13年。

(3) 1の註(2)を参照。

(4) Metz, op. cit., pp. 69-70.

(5) Sturt Bruchey, *The Colonial Merchant—Sources and Readings*, Harcourt, Brace & World, Inc. New York, Chicago, San Francisco, Atlanta, 1966, pp. 12.

(6) これにより領土はプリマス、メインそしてノヴァ・スコシアに迄拡大した。

W. M. MacDonald, ed., *Select Charters and Other Documents Illustrative of American History, 1606-1775*, New York, 1910, p. 206.

(7) Brock, op. cit., pp. 25-26.

イギリス本国との貿易収支の赤字基調は、ダッドリー総督をして10年11月5日、商務院に対し次のような報告をせざるをえなかった。「銀はイギリス本国へ送金されるために熱心に集められたため、ほとんど完全に使用から排除された」⁽⁸⁾と。この報告には多少の誇張が含まれているとはいえ、銀行やその他の金属貨幣の量が確実に減少したことはほぼ間違いのないところであった。⁽⁹⁾この戦争期間中、これらの金属貨幣に代ってむしろ信用証券が通貨の地位を確保していた。⁽¹⁰⁾それでも、ニュー・イングランドにおける戦争費用等のためイギリス政府が支払い義務をもつ為替手形が、11年から13年にかけてボストンへ5万7千ポンド流入した⁽¹¹⁾こと等により、アン女王戦争の終末に向け同地域は一時的な戦時繁栄を迎えるに至った。

戦争終了を契機にイギリスからのこの種の戦費償還もとだえだすとともに輸入超過もくわわって、金属貨幣の不足現象が再び生ずるに至った。こうした事情にさらに拍車をかけたのが、戦費調達のために発行されていた信用証券が租税収入によって逐次回収されはじめたことだった。ダッドリー総督は13年12月1日、この点に関し次のように述べている。「流通しているすべての証券が財務局へもどり、4年もしくは5年以内には破棄されるであろう」⁽¹²⁾と。信用証券が一定の期間内に着実に回収されるのに対し、平和の回復とともにこれの大量発行の見込みは全くたたなかった。これらのことは、手形の流通が十分に成熟していなかった当時の状況とも重なって、ダイレクトに金融市場を逼迫せしめたといえよう。こうした現象は、同時に戦争の反動としての深刻な景気後退が同植民地全体、とりわけ戦争好況を他のどの地域よりもうけたボストンに滲透しはじめた時期と歩調をあわせて進行したことに注意しなければならない。

13年の後半から14年の前半にかけて、この戦後不況はかなり深刻なものだった。破産が日常茶飯事となり、議会は債権者救済のための一法律を通過した⁽¹³⁾し、参議会は14年3月10日、食料ならびに所帯用のあらゆる必需品の異常な不

(8) Metz, op. cit., p. 47.

(9) Ibid., pp. 55-56. Nettels, *Money*, p. 91.

(10) Metz, op. cit., p. 56.

(11) Ibid., p. 48. Nettels, *Money*, p. 198.

(12) Metz, op. cit., p. 57.

(13) Ibid., pp. 71-72.

足と高価とを考慮して、ハーヴァード大学の学長レヴァリット(John Leverett)⁽¹⁴⁾に40ポンドの追加的な援助金を認めた。戦後不況の原因をもっぱら信用証券の回収による通貨の不足に求めたのは、あながち私立銀行支持者のような特定グループたちばかりではなかった。ボストンの一商人ネルソン(John Nelson)は、14年2月12日、当時の状況として「その地方の紙幣(政府発行の信用証券の意一浅羽)が日々回収され、この地方のあらゆる情況が日常業務上の通貨不足のために非常な困難をきたし、そのために吾々の苦痛は異常ともいふべき事態になりはじめた⁽¹⁵⁾」と述べている。公立銀行の設立を認めた14年11月4日の法律の前文も、ほぼ同じような内容を伝えている。「この信用証券が非常に不足し、そしてそれに対する大きな需要の割には余り流通せず、そのことが公的債務や租税の支払いを阻害しているのみならず、この植民地の内外のトレードやビジネスを阻止している⁽¹⁶⁾」と。14年の私立銀行企画は、まさに前年の7月を契機に進展したこのような貨幣、金融情勢の下に進行したものだだった。

(14) Ibid., p. 72.

(15) Ibid., p. 72. なお、マザーも14年12月にはほぼ同じような意見を述べている。
Metz, *ibid.*, pp. 72-73. Brock, *op. cit.*, pp. 25-26.

(16) この法律は3の註(12)を参照。詳細は6の[II]を参看せよ。